日税研メールマガジン　vol.85
（平成 26 年 4 月 15 日発行）
公益財団法人日本税務研究センター

■Article■……

税理士法改正(1)

税理士　坂田純一

……

去る3月20日、平成26年度の「所得税法等の一部を改正する法律案（以下「法律案」と称する。）」が議院本会議で可決・成立した。昨年 12 月 24 日に政府は税制改正大綱（以下「大綱」と称する。）を閣議決定しているが、そこには税理士制度の具体的な見直し（改正条項）が明記されていた。今般の税理士制度の見直しの理由は「税制に対する国民の信頼を確保し、公正な税制を実現するため、納税者利便の向上や課税の適正化などの環境整備を図っていくことが重要である。」とするものであった。

成立した「法律案」は 3 月 31 日に公布され、別段の定めがあるものを除き 4 月 1 日から施行される。「大綱」と同様に、この「法律案」には税理士法の一部改正が含まれており、そうした意味からいえば、近年、税理士業界が希求していた税理士法改正が成就したこととなる。日本税理士会連合会（以下「日税連」と称する。）は、同日、「今回の改正は、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などについて、数多くの重要な見直しが行われました。特に、税理士業界にとって永年の課題であった公認会計士への税理士資格自動付与の廃止が実現したことは、極めて意義深いものがあります。」との会長コメントを同会の HP に公表している。

税理士制度は、その淵源とされる税務代理士法から数えて 70 年余の歴史と伝統の下で時代の要請に応えてきたものであるが、税理士法は昭和 26 年にシャウプ税制視察団の勧告（第 1 次・第 2 次）を受け、職業法として整備・創設されている。税理士法はこれまでにも数度の改正を経てきており、改正ということであれば今回で 5 回目（過去の主な法改正は、昭和 31 年、36 年、55 年、平成 13 年）となる。今回の税理士法改正の特徴としては、①連年（平成 23 年度以降）の税制改正大綱への明記、②当該年度税制改正における納税環境整備手当の一環、などが挙げられる。つまり、今回の税理士法改正は、従前のような税理士法単独の改正法律案としてではなく、毎年度改正される税制改正の「法律案」の一部として国会に上程されたものであり、同「法律案」が可決成立したということは、税理士法も連動して（整備）改正されたものと捉えなければならない。いずれもその主な理由としては、①納税者利便の向上、②税理士業務の活性化・人材確保、③税理士制度の信頼性の向上に資するもの、とされているものである。

税理士法改正についてであるが、「法律案」では 7 つの条項が改正・新設となっており、「大綱」に明記された条項と比較検討すればその数は異なる。その理由としては、「大綱」に明記されたもののうち、その一部が予め政省令等で措置することを予定していたからである。そこで、本メルマガでは、このことが分かりやすいように、基本的に「大綱（番号は大綱のもの）」を紹介しながら、「法律案」等（政省令等）と比較してご覧いただく内容となっている。なお、政省令等の措置と関連するものは、次月に掲載することとしたい。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

「大綱」（六　納税環境整備関連　2．税理士制度の見直し）

税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次の見直しを行う。
（注記）特段の記載をせず、又は、施行日の記載がないものは、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。（附則第 1 条関係）

（1）租税教育への取組の推進

税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項について、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発活動に関する規定を、その対象に加える。
（注記）「法律案要綱」では、「税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項について、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定を、その対象に加えることとする。」（税理士法第 49 条の 2、第 49 条の 14 関係）
（概説）日税連の「平成 26 年度／税理士法に関する改正要望書」においても、改正理由として「税理士会の会則で租税教育に関する規定を設けることができるよう所要の整備を図るべきである。」としており、これまで社会貢献活動としてきた租税教育事業を自らの職業法において法的根拠を持たせることとなる。

（2）調査の事前通知の規定の整備

税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について調査する場合において、その租税に関し税理士法第 30 条の規定による書面を提出している税理士があるときは、国税通則法等の定めるところにより、当該税理士に対し調査の事前通知をしなければならないこととする。（注）上記の改正は、平成 26 年 7 月 1 日以後に行う事前通知について適用する。
（注記）「法律案要綱」では、「調査の通知について、税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者の同意がある一定の場合に該当するときは、その申告書を提出した者への通知は、その租税に関し税理士法第 30 条の書面を提出している税理士に対し行えば足りることとする。」（税理士法第 34 条関係）この改正は、平成 26 年 7 月 1 日以後にされる通知について適用する。（附則第 136 条関係）
（概説）この改正は、国税通則法第 74 条の 9 に第 5 項が新設されたことと連動したものである。すなわち、本年 7 月 1 日以後にされる調査の事前通知は、現行法第 30 条に定めのある税務代理権限証書（様式／省令での改正予定）に税務代理人（税理士）への委譲記載があれば、当該納税者に通知せずとも「税理士へ通知すれば足りる」とされるので実務上も留意しなければならない。

（3）報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し

報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止等について、兼業禁止規定がない一定の公職に就いた者を、その対象から除外する。併せて、非税理士に対する名義貸しの禁止規定及びその違反に対する罰則を設ける。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（注記）「法律案要綱」では、「非税理士に対する名義貸しの禁止規定及びその違反に対する罰則を設けることとする。」（税理士法第 37 条の 2、第 48 条の 16、第 59 条、第 63 条関係）
（概説）報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止等については、省令に一定の条件等が明記されることとなろう。「大綱」記載の後段にある「非税理士に対する名義貸しの禁止規定及びその違反に対する罰則」に関する諸規定は、税理士法上の義務規定として新設されることとなった。なお、この違反行為に対する行政処分に当たっての考え方は、財務大臣告示（改定予定）においてより明瞭化されると思われる。

（4）税理士試験の受験資格要件の緩和
一定の事務又は業務に一定期間従事したことにより認められる受験資格について、その従事期間を 2 年以上（現行：3 年以上）とする。
（注記）「法律案要綱」では、「一定の事務又は業務に一定期間従事したことにより認められる受験資格について、その従事期間を 2 年以上（現行 3 年以上）とする。」（税理士法第 5 条関係）
（概説）最近の税理士試験の受験者は徐々に減少傾向であるものの、昨年の受験者総数は 5 万 8 千人余であり、最難関の国家試験としてその数は群を抜いている。そこで、規制改革会議がひと時掲げたような受験資格要件をすべて廃止すると、受験者数の増大に繋がり試験会場の確保が困難なことや学歴要件（日商簿記 1 級等）との整合性をどう図るか、などが勘案され、結局、現行法の学歴要件（5 条 2 号）との整合性を重視して事務又は業務（実務経験、例えば税理士事務所勤務等）に従事した期間が通算して 2 年あれば足りるとされた。

（6）公認会計士に係る資格付与の見直し
税理士の資格について、現行税理士法第 3 条第 1 項及び第 2 項とは別に、公認会計士は、公認会計士法第 16 条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、一定の税法に関する研修を受講することとする旨の規定を設けることとする。
（注 1）上記の税法に関する研修は、次のとおりとする。
① 実務補習団体等が実施する税法に関する研修を国税審議会が指定する。
② 指定する研修は、税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を習得することができる研修とする。
（注 2）上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に公認会計士試験に合格した者について適用する
（注記）「法律案要綱」では、「税理士となる資格を有する者について、公認会計士は、公認会計士法第 16 条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、一定の税法に関する研修を修了した公認会計士とすることとする。」（税理士法第 3 条関係）
（注）上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に公認会計士試験に合格した者について適用する。（附則第 136 条関係）

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（概説）公認会計士法第 16 条（内閣府令を含む）とは、実務補習に関することを定めた規定である。この条文の理解の仕方であるが、現実に行われている実務補習団体等が実施する研修について、税理士法等の定めによる国税審議会が税理士試験合格者の学識と同程度の習得と認めれば、ここでいう当該研修（受講及び終了等）を認定することになる。なお、改正法の適用が「平成 29 年 4 月 1 日以後の公認会計士試験に合格した者に対してから」とされている趣旨は、公認会計士試験の受験者への周知期間を置くことが必要との配慮から出たものであると思われる。

（7）税理士に係る懲戒処分の適正化

税理士に係る懲戒処分のうち、税理士業務の停止について、その期間を 2 年以内（現行：1 年以内）とする。

（注記）「法律案要綱」では、「税理士に係る懲戒処分のうち、税理士業務の停止について、その期間を 2 年以内（現行 1 年以内）とする。（税理士法第 44 条、第 45 条、第 48 条の 20 関係）（注）上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後にした行為について適用する。（附則第 136 条関係）

（概説）従前の「1 年以内」が今後は「2 年以内」と、税理士業務の停止期間が伸張されることとなる。隣接士業法（弁護士法等）は、既に「2 年以内の業務の停止」となっている。

（8）懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し

懲戒免職等となった公務員等が、欠格期間を経過した後に税理士の登録申請をした場合において、その登録を拒否することができることとする等所要の措置を講ずる。

（注記）「法律案要綱」では、「一定の欠格事由に該当していた者が、欠格期間を経過した後に税理士の登録申請をした場合に、その者に税理士業務を行わせることがその適性を欠くおそれがあるときは、その者は、税理士の登録を受けることができないこととする。」（税理士法第 24 条関係）

（概説）日税連の改正要望にはなかったものであるが、昨年夏に発覚した「大阪国税局職員の OB 税理士への情報漏洩事件」の影響を大きく受けたものといえよう。なお、「法律案」では第 26 条（登録の抹消）に新たな 9 号（退職国家公務員等がその後懲戒処分に相当）が加わるため、日税連の登録時における事務及び登録抹消の権限（判断基準）等は強化されることとなる。

26 年度税制改正法律案要綱（財務省 HP より）
http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/186diet/st260204y.pdf
26 年度税制改正の大綱（財務省 HP より）
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。